

別添

事務連絡
令和4年2月28日

各市区町村農業委員会事務局長 様

独立行政法人農業者年金基金
企画調整室長

令和3事業年度農業者年金業務委託手数料実績報告書及び加入推進活動
(計画・実施状況<実績>)管理表の提出について

農業者年金事業の推進につきましては、日頃から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、農業者年金業務委託手数料実績報告書については、農業者年金業務委託手数料交付要綱(昭和49年9月30日付49農年1第420号、農業者年金基金理事長通知、以下「交付要綱」という。)第6条に基づき、業務受託機関は事業実施翌年度の5月31日までに基金に提出するものとされています(業務委託手数料の支払額が0円の業務受託機関は不要)。また、同要綱第5条に基づき、3月末日現在の加入推進活動(計画・実施状況<実績>)管理表についても事業実施翌年度の5月31日までに基金に提出することが必要となります(全業務受託機関提出が必要)。

つきましては、下記により貴市区町村が存する各都道府県農業会議宛てにご提出いただきますようお願いいたします。

記

1. 提出書類

- ① 農業者年金業務委託手数料実績報告書(交付要綱様式第3号)
- ② 業務日誌の年度集計(交付要綱様式例第6号)(各月の業務日誌は不要)
- ③ 令和3事業年度農業者年金業務委託手数料実績報告書作成及び提出の際のチェックシート
- ④ 加入推進活動(計画・実施状況<実績>)管理表(交付要綱様式第2号)(交付要綱様式例第7号のワークシートは不要)

2. 提出期限

令和4年5月6日(金)までに貴市区町村が存する各都道府県農業会議宛てにご提出をお願いいたします。

3. 備考

(1) 委託手数料の返還について

交付された業務委託手数料のうち一部の金額の返還が生じる場合で、返還額の納付期限を希望する場合は、資料1の「返還額の納付期限を希望する場合の付記の例」を参考に希望の納付期限を付記し、当該希望日の40日前まで（当該日付け（納付期限希望日の40日前）が「令和4年5月6日（金）」の提出期限日より後となる場合は、提出期限日まで）に貴市区町村が存する各都道府県農業会議に到着するようご提出をお願いいたします。納付期限の希望がない場合には、当基金へ実績報告書が提出され次第、順次、返還請求書を送付いたします。

(2) 加入推進活動（計画・実施状況＜実績＞）管理表について

本管理表は、各業務受託機関の加入推進の活動状況として農林水産省へ報告するとともに、令和5事業年度農業者年金業務委託手数料の配分の基礎数値として使用しますので、令和3事業年度の業務委託手数料の支払額が0円の業務受託機関を含め全業務受託機関が提出する必要があります。

(3) 実績報告に係る様式類は添付ファイルになりますが、以下のホームページからダウンロードも可能ですので、併せてご利用ください。

【様式類掲載場所】（当基金ホームページ URL: <https://www.nounen.go.jp/>）

トップページ→ 手続き・届出 → 業務受託機関が利用する様式 → 農業者年金業務委託手数料実績報告書関係

(4) 農業者年金業務委託手数料事務マニュアル（第3版）について

本実績報告書等の作成及び提出にあたっては、当該事務マニュアルをご活用いただきますようお願いいたします。

【マニュアル掲載場所】（当基金ホームページ URL: <https://www.nounen.go.jp/>）

トップページ→ 業務受託機関のかた → 業務受託機関担当者専用コーナーへ※ → 農業者年金業務委託手数料事務マニュアル（第3版）

※ユーザー名及びパスワードの入力が必要です（農業者年金業務資料 ①農業者年金業務の手引き 861 ページにユーザー名及びパスワードの記載がありますのでご参照ください）。